

議案第2354号  
別冊

都市計画法第6条の2に規定する  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

# 登米都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～自然環境や歴史文化とともに  
生きる生活圏・交流空間の形成～

平成30年2月  
宮 城 県

# 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 【 目 次 】

<b>序 県北地区の将来像</b> .....	1
(1) 目指すべき将来像 .....	1
(2) 県北地区の将来都市構造 .....	2
<b>1 都市計画の目標</b> .....	3
(1) 基本的事項 .....	3
① 目標年次.....	3
② 都市計画区域の範囲、規模.....	3
(2) 都市づくりの基本理念 .....	4
① 都市計画区域の将来像.....	4
② 都市計画区域の基本方針.....	6
③ 都市の将来構造.....	13
<b>2 区域区分の決定の有無</b> .....	15
<b>3 主要な都市計画の決定の方針</b> .....	16
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	16
① 主要用途の配置の方針.....	17
② 市街地の土地利用の方針.....	19
③ 市街地外の土地利用の方針.....	20
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	21
① 交通施設.....	21
② 下水道及び河川.....	23
③ その他の施設.....	24
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	23
① 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	25
② 市街地整備の目標.....	25
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針 .....	26
(5) 防災に関する都市計画の決定の方針.....	28
<b>□ 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図</b> .....	29

## 序. 県北地区の将来像

### (1) 目指すべき将来像

宮城県の北部一帯に位置する県北地区は、栗駒国定公園や三陸復興国立公園の山々や変化に富んだ地形のリアス式海岸、ラムサール条約湿地に指定されている伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田及び化女沼や北上川・江合川、鳴瀬川の湖沼・河川の水辺などの豊富で優れた自然環境に囲まれている。また、河川流域などの平地部に拓かれた広大な田園地帯や大崎耕土・金成耕土・登米耕土を利用した農業、海の恵みを利用した漁業などの農林水産業を基幹産業として発展した地区でもあり、これらの緑と水の自然環境や農林水産資源が地域の原風景を醸し出し、かけがえのない貴重な財産となっている。

さらに、東北縦貫自動車道やJR東北新幹線の国土を形成する広域的な高速交通体系、国道4号やJR東北本線などの幹線道路、鉄道など交通機関のネットワークが発達しており、良好な交通条件を活かした工業系産業施設などの集積も図られている。また、大崎市古川地域には県北地区における通勤通学・買い物等の都市活動、地域間交流の中心となる商業・業務施設の集積がみられ、県北地区の中心核を担っている。さらに、築館地域、迫地域などには各圏域の生活に必要な商業業務等の都市機能が集積する中心地が形成されている。

しかし、近年においては、超高齢社会の到来とともに人口減少が進行しており、各種産業の活力が低下している状況にある。特に、各圏域や地域の中心地においては、人口減少に加えて商業業務及び行政機能の郊外部への移転等によって、商店街等の空洞化が進行しており、都市的土地利用が進まず空き家、空き店舗の増加が目立つ状況となっており、これまで県北地区の発展を支えてきた都市機能の維持と市街地の整備改善などによる地域の活性化、定住人口や交流人口の増加を図ることが都市づくりの重要な課題となっている。また、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨以降、防災・減災意識の高まりとともに、復興事業の推進を含めた、安全で安心なまちづくりへの対応が求められている。

このことから、県北地区の活力の維持と活性化を目指し、森林や水辺、広大な田園地帯などの優れた自然環境、温泉や歴史文化資源とその景観などの各地域の様々な財産は未来へ継承していくとともに、農林水産業の高付加価値化などによる振興や観光産業などへの有効活用、自然や田園環境と共生する快適な生活環境づくりなどの取組が求められている。各地の中心地においては中心地の規模に見合った都市機能が集約し、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成、また、各地域間で都市機能が連携し合えるよう移動しやすい交通網ネットワークの充実が求められている。特に、県北地区の均衡ある発展を目指し、広域大崎圏を中心に、広域栗原圏、広域登米圏との生活や産業活動などの交流・連携の強化を図ることが重要である。

さらに、既存の高速交通体系に加え、今後は三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備などにより新たな産業集積や広域観光・交流を展開し、地域の活力の向上とともに定住化促進が図られることが期待されている。

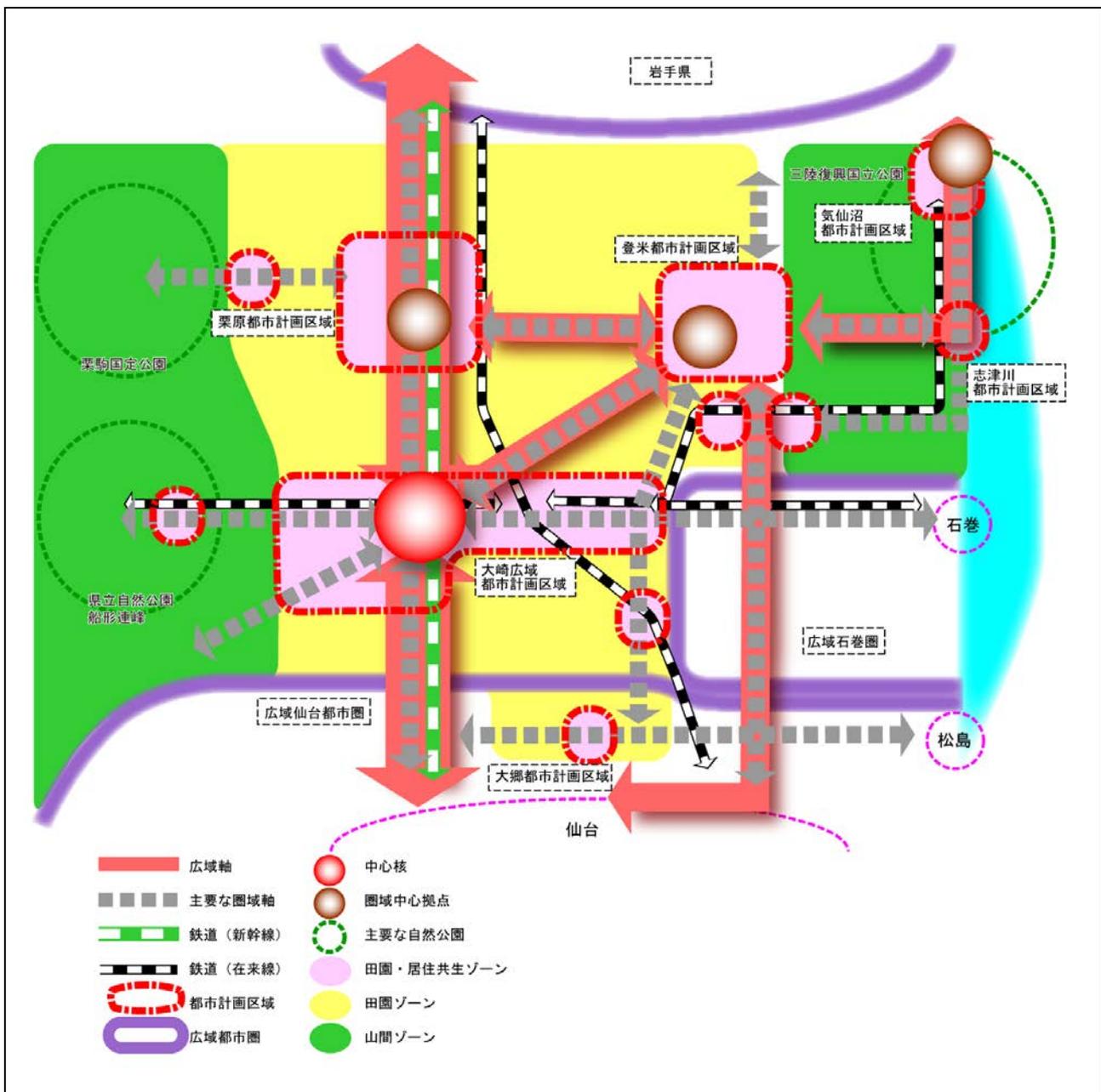
以上のような県北地区を取り巻く背景を踏まえ、県北地区の目指すべき将来像を

『地域資源を活かした産業が生まれ、  
豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる都市づくり』

と設定する。

## (2) 県北地区の将来都市構造

### □ 県北地区の将来構造



# 1 都市計画の目標

## (1) 基本的事項

### ① 目標年次

本方針は、おおむね 20 年後の平成 47 年を目標年次とし、登米都市計画区域（以下、「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 37 年を目標に策定する。

### ② 都市計画区域の範囲、規模

本区域は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、登米市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲及び規模は次のとおりである。

#### □ 都市計画区域の範囲及び規模

都市計画区域 名称	市町名	範囲	規模	備考 (行政区域)
登米都市計画区域	登米市	行政区域の一部	8,066 (ha)	53,612 (ha)

資料：平成 28 年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、平成 28 年都市計画現況調査

また、本区域の将来のおおむねの人口及び産業規模を次のとおり想定する。

#### □ おおむねの人口

項目	基準年	平成 47 年
都市計画区域内人口	39.5 千人	30.1 千人

注：基準年は平成 27 年値（平成 27 年都市計画基礎調査）

#### □ おおむねの産業規模

項目	基準年	平成 47 年	
産業規模	製造品出荷額等	1,455 億円	2,162 億円
	年間商品販売額	1,105 億円	673 億円

注 1：製造品出荷額等、年間商品販売額は都市計画区域を有する行政区域の値

注 2：製造品出荷額等、年間商品販売額の基準年は平成 27 年値（平成 27 年都市計画基礎調査）

## (2) 都市づくりの基本理念

人口減少・超高齢社会の進展、中心市街地の活力の低下、社会経済情勢の変化、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や大規模災害に備えた安全で安心なまちづくりへの対応などの都市づくりの重点の変化への対応などを踏まえ、以下の視点により本方針の見直しを図る。

### ① 都市計画区域の将来像

#### 1) 広域圏の発展を牽引する中核拠点づくりと快適な生活環境の形成

##### ○広域圏の発展を牽引する中核拠点づくりと集約型都市構造の形成

都市機能が集積し、居住人口が最も多い迫地域は、通勤通学や買い物などの都市活動、居住機能における広域圏の中核拠点としての役割を担う。また、将来において、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路が整備されることにより、他の広域圏からのアクセスや地域ポテンシャルが飛躍的に高まることが予想される。

中核拠点や各地域の拠点においては、拠点を強化するために必要な機能の集積を促進し、集約型都市構造の形成を図る。

##### ○地域特性に応じた快適な生活環境の形成

迫地域の市街地は、広域圏の発展を牽引する拠点として中心市街地の賑わいづくり、住宅地の魅力の向上などに取り組んでいく。

登米地域、東和地域、中田地域、豊里地域及び津山地域の各地域においては、小規模にまとまりのある生活圏を維持するとともに、歴史文化資源を活かした快適な生活環境の形成を進める。さらに鉄道が通る豊里地域、津山地域においては、鉄道駅を活かした生活利便性の高い地域づくりを展開していく。

#### 2) 自然や歴史資源との共生と広域交通網を活かした産業の活性化

##### ○自然環境や歴史文化と共生する地域づくり

広域登米圏には、豊かな自然環境や、地域固有の歴史文化、景観資源が分布している。

これらの豊かな自然環境や広大な田園環境は、住民の貴重な財産として未来へ継承するための維持、保全に取り組んでいくとともに、圏域内外の住民が自然環境と身近にふれあうことのできる交流空間づくりを進める。

また、中心市街地や各地域の中心地などにも景観づくりを計画的に誘導し、商業環境や住環境の質の向上へ展開していく。さらに、丘陵地の緑、河川の水辺、広大な田園環境など、自然環境を景観づくりに取り込むことによって、自然の風景と共生する街並みづくりに取り組んでいく。

##### ○広域高速交通を活かした産業振興

三陸縦貫自動車道登米 I.C.及びみやぎ県北高速幹線道路 I.C.周辺などには高速交通網を活かした産業拠点や観光拠点づくりを展開するとともに、広域的な観光周遊ルート確立など、新たな産業の展開を図り、地域の活性化へ取り組んでいく。

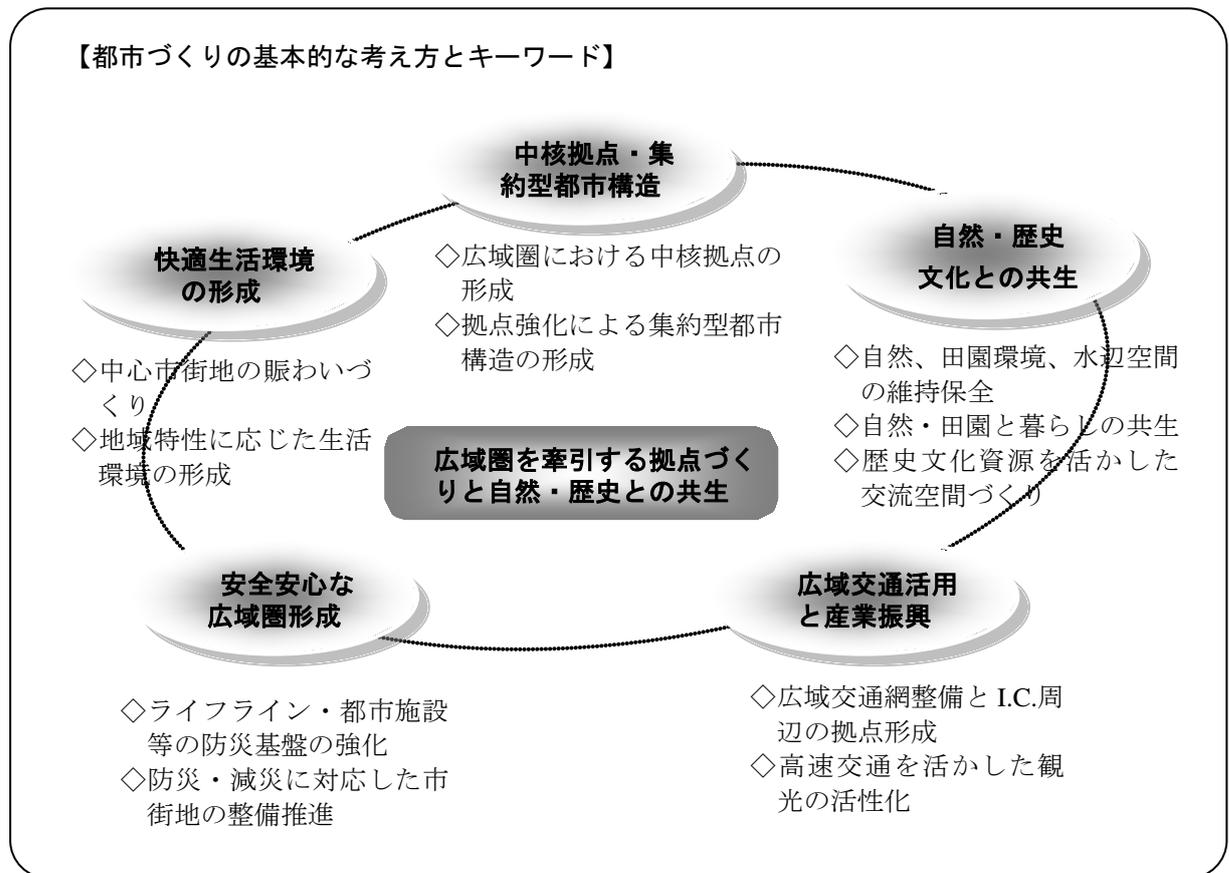
### 3) 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震に続き平成 23 年には東日本大震災、平成 27 年には関東・東北豪雨を経験し、人々の防災・減災に対する意識はより高まっている。

今後の都市整備においては、ライフライン・都市施設等の防災基盤の強化、防災拠点の整備を図り、大規模災害に強い地域形成を進める。

また、建築物の耐震化・不燃化の推進等により、防災・減災に対応した市街地の整備を推進する。

以上の都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、本区域の将来像を次のとおり定める。



#### 《将来像》

**自然環境や歴史文化とともに生きる  
生活圏・交流空間の形成**

## ② 都市計画区域の基本方針

### 1) 集約化された拠点の形成とクラスター型都市構造の形成

#### ア) 地域の特性を活かした生活の拠点の形成

迫地域の市街地は、住宅地、商業、工業地等の都市的な土地利用を適切に誘導し、地域生活や商業・業務等の都市活動に必要な機能が集約された都市拠点を形成する。

また、各地域には、地域の生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成し、地域の特性や規模に応じて集約化された中心地を形成する。

#### イ) 各地域間の連携、高速交通（駅、I.C.）へのアクセス強化によるネットワークの確立

国道及び主要地方道を基本とした幹線道路の整備による市内及び地域間のネットワークの強化及び三陸縦貫自動車道登米 I.C.等へのアクセスの充実を図り、クラスター<sup>注1</sup>型都市構造の形成を目指す。

また、BRT（バス高速輸送システム）を含む鉄道や市民バスなどの公共交通機関の維持により、環境負荷が少ない都市づくりを行うとともに、住民ニーズに応じた利便性の向上を図る。

#### ウ) 土地利用を区分する内環状道路の整備

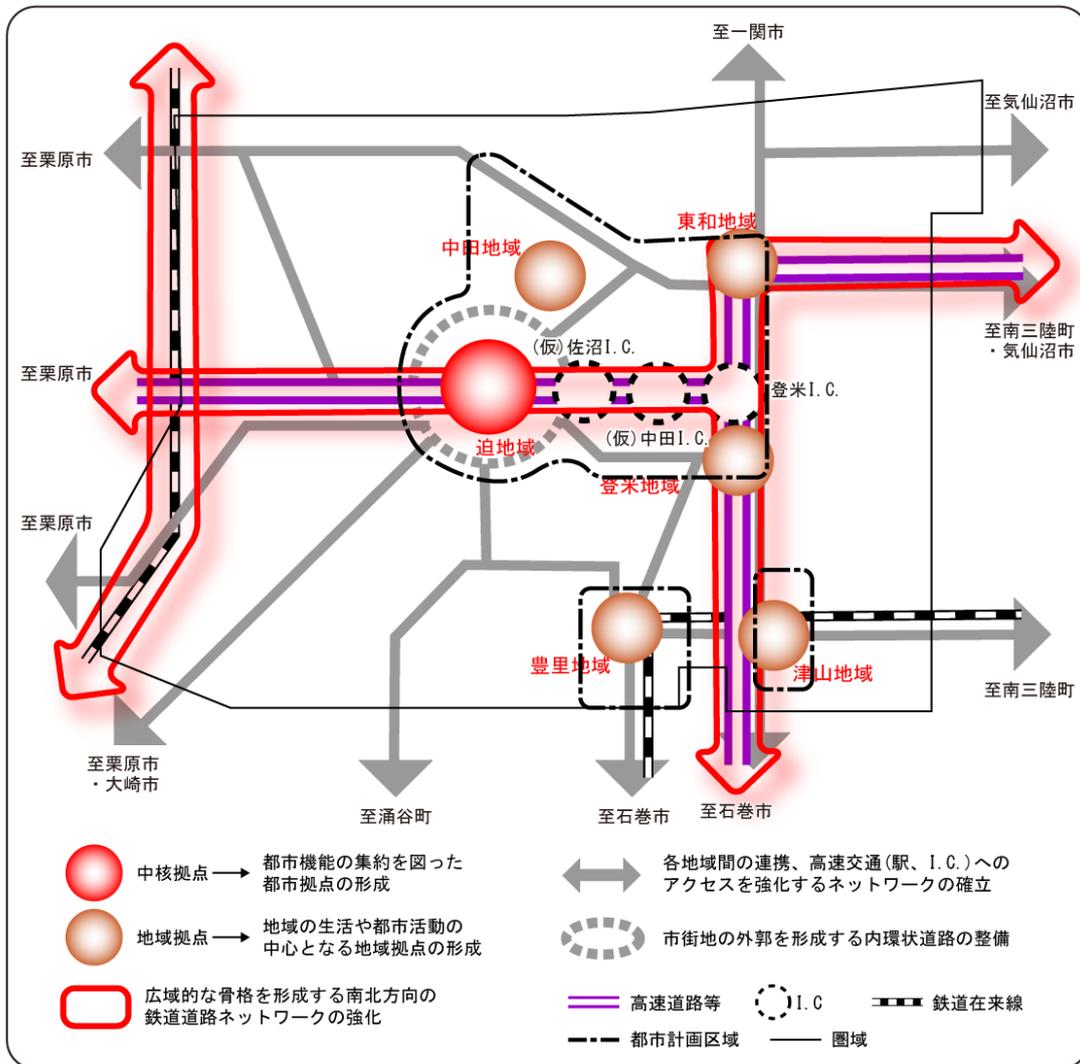
中心市街地に集中する交通を円滑に処理するとともに、機能的な都市活動を支援するため、中心市街地の外郭に内環状道路<sup>注2</sup>を整備する。また、内環状道路沿道内側の都市的利用の促進と、内環状道路沿道より外側の農地や森林といった自然的土地利用の維持により、無秩序な市街地の拡大を抑制する。

#### 注) 1. クラスター

：「集団」「房」という意味で、ある集合体を1つの単位（房）と考えて複数の集合体を相互に関連づけて配置することをいう。

#### 2. 内環状道路

：迫地域佐沼地区の市街地の外周に、中心市街地の外郭を形成する環状軸。



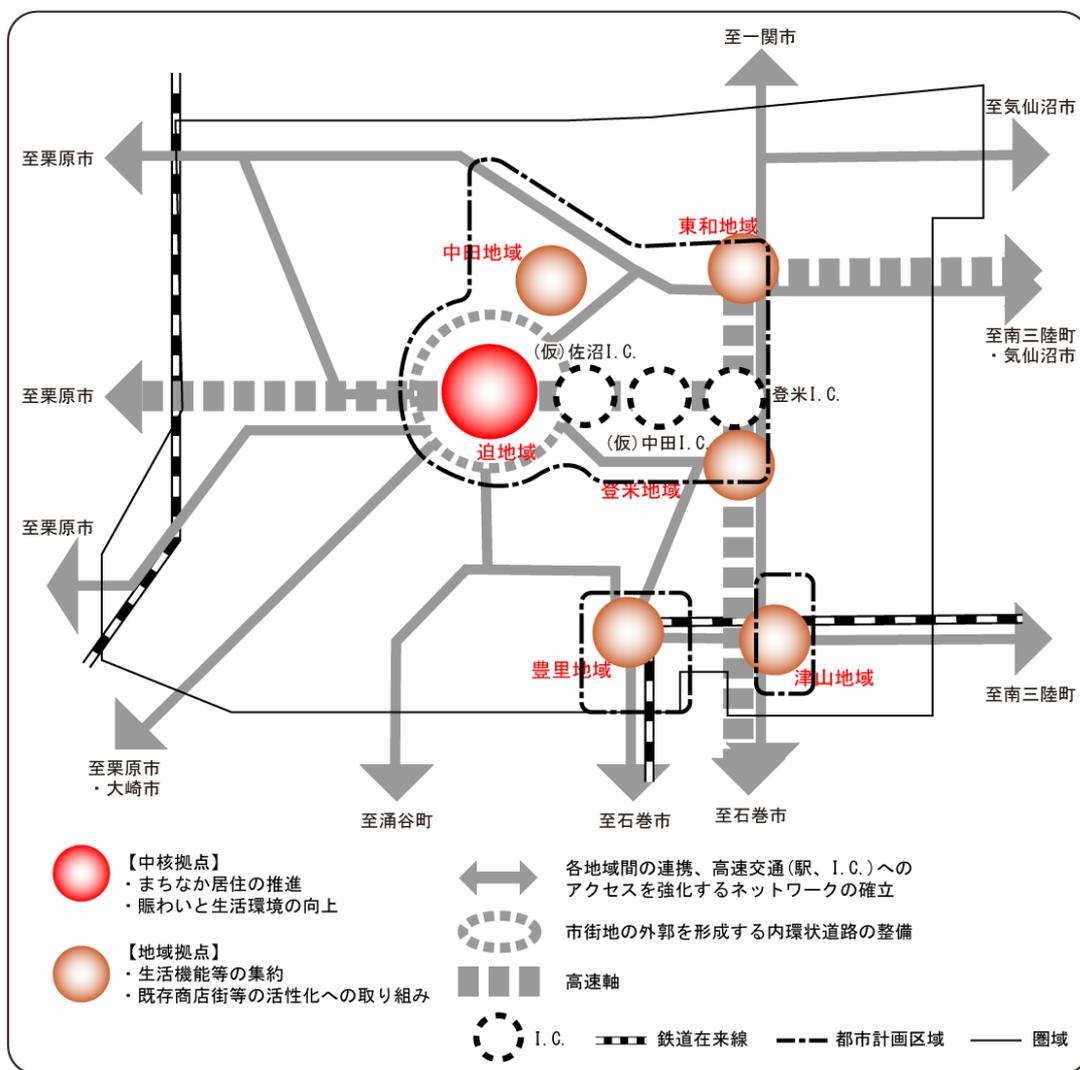
## 2) 中心市街地の機能強化と活性化の促進

迫地域の中心市街地において、医療・福祉・商業等の都市機能の集積と、街なか居住<sup>注1</sup>を促進し、賑わいのある市街地形成と歩いて暮らせる生活環境の向上に取り組んでいく。

地域拠点において、日常生活に密着した生活機能や便利施設を各地域の中心地に集約を図り、それぞれの特性を活かしたコンパクトなまちづくりに取り組む。

また、生活の中心を維持するため、既存商店街の空き店舗等を活用する等の商店街の空洞化の解消に取り組み、商店街の活性化を図る。

あわせて、商業施設、集客施設の周辺部等への流出の抑制と中心地の規模に見合った都市施設の集積と適切な配置を進める。



### 注) 1. 街なか居住

：人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちの中心部などに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できることを想定した居住スタイル。

### 3) 優れた自然環境と共生する区域づくり

#### ア) 豊かな自然・緑の環境の保全

豊かな自然環境や美しい眺望景観は、地域の財産として将来に継承するため、適正な管理により保全・再生し、さらなる質の向上を図る。

レクリエーション機能を有する公園、緑地は、自然環境の保全とともに公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。

#### イ) 田園環境と共生する土地利用の計画的誘導

中心市街地及び各地域の中心地などの既存の市街地には、住宅を需要に応じて供給し、適切な市街地形成の規制・誘導を図る。

また、豊かな自然環境や優良農用地、森林を確保し、維持・保全するために無秩序な市街化を抑制する。

田園地帯に分布する農村集落等は、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

#### ウ) 地域の歴史文化を活かした街並み景観づくりの誘導

歴史的な建造物や街並み景観など、歴史的景観の維持・活用と、地域資源を活かした市街地内観光の振興を図る。

また、景観計画に基づき、地域の特徴を活かした市街地及び中心地の景観づくりを誘導する。

#### エ) 安全で安心して暮らせる生活環境の形成

必要に応じて、面的な整備事業の導入による良好な住宅地の供給を計画的に進める。

都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化については地域防災計画などと整合を図りつつ適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

また、災害に対する安全を確保するため、各地域の中心地に災害時の活動拠点や広域避難場所等の機能配置を推進する。



#### 4) 広域高速交通の効果と地域資源を活かした産業の振興

##### ア) 県北地区の広域的な交通網を形成する三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の整備促進

登米市内には県北地区の広域交通網の骨格を形成する三陸縦貫自動車道が整備されており、広域的な連携・交流や産業等の発展をさらに促進するため、三陸縦貫自動車道と栗原地域を結ぶみやぎ県北高速幹線道路の整備を推進する。また、これらの高速軸を広域防災軸とし、救急・消防活動等に活用する。

##### イ) 産業拠点の形成と広域的な産業・観光ネットワークの形成

広域高速交通の広域的な交通条件を活かし、三陸縦貫自動車道登米 I.C.周辺は、集団的な優良農用地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全に配慮しながら、商業・業務・工業及び観光等の産業拠点を形成する。また、みやぎ県北高速幹線道路（仮）佐沼 I.C.等の新たな I.C.や国道 398 号との結節点周辺は産業業務系の土地利用の誘導と企業誘致を図る。

さらに、広域高速交通の整備推進により県北地区及び周辺都市間の各種産業・観光のネットワークの強化を図る。

##### ウ) 豊かな自然環境や歴史文化を活かした観光の振興

豊かな自然環境や美しい自然景勝地、歴史的な建造物・街並みなどの歴史文化を活用し、自然環境や歴史文化と人々がふれあう観光振興を展開する。

また、自然環境や歴史文化などの観光資源のネットワーク強化を図り、近隣地域も含めた広域観光圏の形成と、観光事業の展開を推進する。

##### エ) 基幹産業である農業の振興

農地の利用集積や農産物の高付加価値化などにより営農環境の向上と効率化を図り、広域圏の基幹産業である農業、農地を維持する。

また、観光・体験農園などによる農地の多目的活用や農産物を活かした特産品開発・販売などにより農業の振興を図る。



### ③ 都市の将来構造

#### 【 土地利用ゾーニングの考え方 】

##### 1) 中核拠点連携ゾーン

本区域の中心市街地（中核拠点）と隣接して位置する主要な地域の中心地（地域拠点）を連携する圏域の中心となるゾーンである。都市機能の集積や拠点間の交通ネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造する。

##### 2) 田園・居住共生ゾーン

本区域白地に位置するゾーンである。無秩序な市街化の抑制を図る一方で、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく。

##### 3) 田園環境ゾーン

圏域の象徴である田園環境の維持保全を図るゾーンである。平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る。

##### 4) 自然環境の保全ゾーン

山々の緑や丘陵地の森林など、豊かで優れた自然環境を保全していくゾーンである。また、一部では、自然環境への負荷低減に配慮しつつ、自然と人がふれあい、親しむ空間として活用を図る。

#### 【 拠点の考え方 】

##### 1) 中核拠点

迫地域佐沼地区は、地域生活や商業・業務等の都市活動に必要な機能を担う、本区域の中核拠点として位置づける。

##### 2) 地域拠点

登米地域の中心地は、歴史・文化資源、観光・レクリエーション資源を活かした歴史・観光の地域拠点と位置づける。

中田地域、東和地域、津山地域、豊里地域の中心地は、集約的に居住する地域拠点と位置づける。

三陸縦貫自動車道登米 I.C.周辺は、本区域の産業振興を支える新たな地域拠点と位置づける。

迫地域の既存工業団地は主要な工業・業務地と位置づける。

#### 【 軸の考え方 】

##### 1) 高速軸

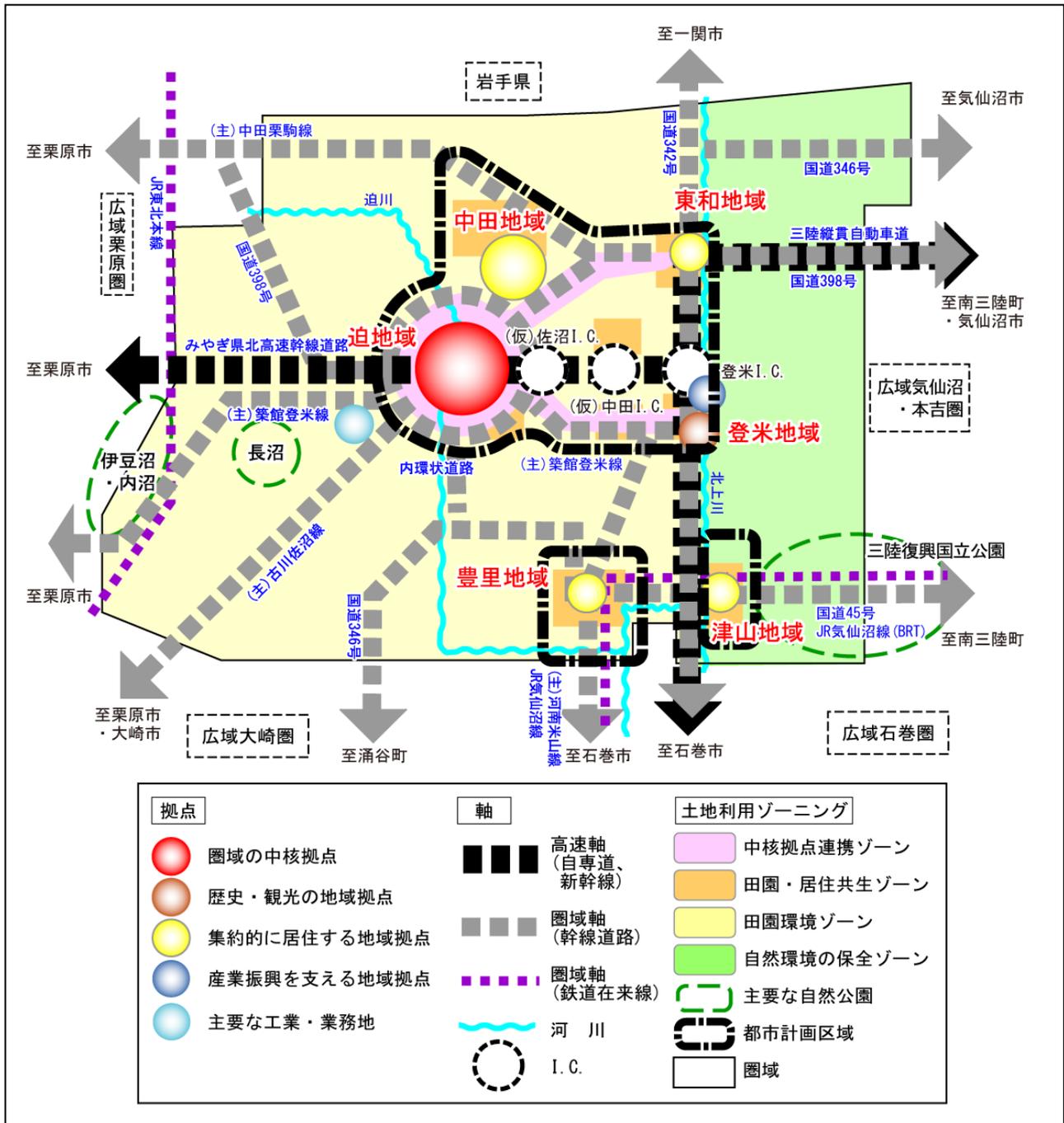
三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路は、国土の骨格となる高速軸として位置づける。

## 2) 圏域軸

国道・主要地方道については、圏域の主要な交通ネットワーク軸であり、圏域軸として位置づける。

また、鉄道在来線については、圏域の公共交通サービスの軸として位置づける。

### □ 登米都市計画区域の将来構造



## 2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から、区域区分を定めないものとする。

### 【 区域区分を定めない事由 】

#### ○人口減少の予測

本区域の人口は約 40 千人であり、本区域全域では減少傾向にある。

また、人口減少・超高齢社会の進展により、今後も人口は減少していくものと予測されており、住宅地が著しく拡大する可能性は低いと考えられること。

#### ○産業の見通し

産業の動向については、製造品出荷額等は増加傾向を示しており、将来においては、現存する工業系用途地域や市街地内の大規模な低未利用地を有効活用した新たな企業誘致などにより、今後も緩やかな増加を見込んでいる。一方、年間商品販売額は減少傾向を示しているものの、将来においては、既存の中心市街地における商業の活性化方策の推進などにより、急激な減少は見込まれない。

したがって、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大する可能性は低いと考えられること。

#### ○集約型都市構造への誘導

近年、大型店舗の出店などは郊外部に進出しているが、今後の都市づくりのあり方として、中心市街地及び地域の中心へ都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。

#### ○関連法規による土地利用の規制

本区域の市街地及び地域の中心地の外周に広がる農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられること。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、迫地域佐沼地区に中心市街地が形成され、佐沼地区を中心として市内の各地域間を国道及び主要地方道によるネットワークで結ぶ放射・環状型都市構造を構成している。今後は、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路などの広域高速交通網の整備による波及効果を活かした新たな都市的土地利用の展開が期待されている。しかしながら、I.C.周辺には広大な田園地帯が広がっていることから、都市機能の計画的な整備誘導を図る一方で、田園環境を保全するエリアの位置づけを明確にし、都市機能と田園環境が共生する都市づくりを進める。

中心市街地及び各地域の中心地は、各地域の特性を活かし、地域における生活や都市活動の中心となる地域拠点形成を形成する。生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図り、各地域拠点の特性や規模に応じた集約型の市街地を形成する。また、各拠点へ移動しやすい交通ネットワークの構築や充実を図る。

工業団地は、既存の産業業務機能の維持を図りつつ、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業の集積を促進するとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。また、広域高速交通網の整備にとともに向上する交通条件を活かし、本区域の雇用促進と発展に向けて、産業業務系の土地利用や新たな都市機能の誘導を進める。

中心市街地及び各地域の中心地や背後の住宅地には、多様化する居住スタイルのニーズに対応する住宅を供給し、地域の特色を活かした個性ある住宅地を形成する。

必要に応じて、土地区画整理事業などの導入により新たな住宅地の計画的な整備を推進し、良好な住宅環境の形成を進める。既存の住宅地は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化を適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を維持するため、各種の関連法規とも連動しながら無秩序な市街化を抑制する。また、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

人口減少、超高齢社会においても持続可能で、コンパクトなまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度を活用し、地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるなど、適切な土地利用を誘導していく。

## ① 主要用途の配置の方針

### 1) 中核拠点商業地

迫地域佐沼地区の市街地は、商業・業務・行政・医療・福祉等の様々な都市的機能が集積しており、商業業務及び行政・医療等や、市民における買い物など登米市の発展を牽引する中心市街地としての商業地を形成する。また、現状にあった土地利用動向を踏まえ、中心市街地としての将来像に見合った土地利用方針の検討を進める。

### 2) 特色ある商業地

南方地域の新島前地区周辺は、三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路などの自動車利用に対応した広域商業地の形成を図る。

登米地域寺池地区は、地区内に分布する歴史的な建造物や街並み景観など、地域固有の歴史文化を活かした、都市型観光・文化の交流により、観光を中心とした拠点商業地の形成を図る。地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区は、地域固有の文化資源と街並み景観を活かした、文化にふれあう交流の拠点を形成するとともに、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約により、日常生活のための拠点商業地の形成を図る。

豊里地域新田町地区、津山地域柳津地区などは、鉄道駅（JR 気仙沼線陸前豊里駅、柳津駅）を中心にして、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設の都市機能の集約と公共交通を活かした利便性の高い居住環境の維持とさらなる充実により、日常生活のための拠点商業地の形成を図る。

### 3) 業務地

市役所、県や国の広域的な行政施設及び民間事業所などが集積している迫地域佐沼地区周辺は、公共公益施設や業務施設の機能の充実、強化を図り、市民や通勤者にとって利便性の高い業務地の形成を図る。

### 4) 工業地

迫地域長沼工業団地等の工業団地は、既存の産業業務機能の維持・強化を図るとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

また、三陸縦貫自動車道登米 I.C.周辺の登米地域蛭沢地区に工業団地を整備し、製造関係や流通業務施設等の土地利用を推進し、高速交通ネットワークを活かした工業・業務地の整備を促進する。

みやぎ県北高速幹線道路（仮）佐沼 I.C.等の新たな I.C.や国道 398 号との結節点周辺は、産業業務系の土地利用の誘導と企業誘致を図る。

### 5) 住宅地

迫地域佐沼地区の中核拠点商業地は、街なか居住を促進する住宅地として土地の有効利用による高密度住宅地の形成を図る。

中核拠点商業地に連たんする市街地は、オープンスペースの確保や道路などの基盤施設の整備・改善を進め居住環境及び防災性の向上を図り、中密度や低密度の住宅地を形成する。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区、登米地域寺池地区、豊里地域新田町地区、津山地域柳津地区などの都市的土地利用がなされている地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の維持及び改善を進め、良好な生活環境の維持、向上を図る。

都市基盤整備が行われた迫地域萩洗地区、中田地域加賀野地区及び豊里地域下屋浦地区などの市街地は、街並み景観づくり等を誘導し、居住環境の維持と質的向上を図り、低密度の住宅地を形成する。また、現状の土地利用動向を把握し、地区に適した土地利用方針の検討を進める。

## 6) 幹線道路沿道地

迫地域と南方地域を通る（主）古川佐沼線などの幹線道路や国道等の主要幹線道路の沿道及び南方地域の商業拠点からみやぎ県北高速幹線道路（仮）佐沼 I.C.周辺までの内環状道路沿道には、恵まれた交通条件を活かした沿道型及び郊外型商業、業務施設などの集積を図る。

## ② 市街地の土地利用の方針

### 1) 土地の高度利用に関する方針

迫地域の中心市街地においては、登米市における生活利便性向上や産業・交流等の都市活動の活性化を牽引する各種都市施設を機能的に集約する土地の高度利用、有効利用を図る。

### 2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

迫地域及び南方地域の境界に立地する大型民間ショッピングセンター周辺は、郊外型及び沿道型の商業施設の集積を計画的に誘導していくとともに、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制するための用途転換を検討していく。

### 3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地は、耐震、耐火などに配慮した市街地整備の観点から、道路などの都市基盤の整備・改善を進め、用途地域を基本とした土地利用の規制・誘導により、市街地の防災性の向上や街なか居住の環境づくりを図る。

中心市街地に隣接する住宅市街地等で、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んでいないエリアは、面的整備、用途地域や地区計画等による土地利用の規制・誘導により良好な居住環境への改善を進める。

土地区画整理事業等の面的な整備が計画的に行われ、良好な居住環境を備える住宅地は、用途地域や地区計画等による土地利用の規制・誘導により良好な居住環境の維持を進める。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区、登米地域寺池地区、豊里地域新田町地区、津山地域柳津地区の都市的土地利用が形成されているエリアは、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を進め、各地域の個性・特徴を活かした地域の振興、活性化を進めるとともに、自然環境や田園環境などと共生する居住環境の維持及び改善を関連法令等との連携により進める。

### 4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

迫地域佐沼地区の市街地内を流れる迫川の自然環境・景観は、都市に潤いとやすらぎを与えるだけでなく、生態系のつながりにとっても重要であるため、適切に保全するとともに、河川緑地を活用した親水空間を創造していく。

### ③ 市街地外の土地利用の方針

#### 1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地外に広がる広大な田園地帯は、農地等に関連する法令等により保全することを基本として、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地と田園風景の維持・保全を図る。

#### 2) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化を抑制するとともに代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図る。

また、自然災害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指定により土地利用の制限を行う。

#### 3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地及び地域の中心地の周辺部にある自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、森林、緑地や農地等に関連する法令等により保全することを基本とする。

また、三陸縦貫自動車道登米 I.C.周辺は、I.C.設置効果を活かした都市的土地利用の計画的な誘導を図る一方で、集団的な優良農用地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全の観点から、田園地帯を維持・保全するエリアを明確に定めて保全を図る。

#### 4) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

三陸縦貫自動車道登米 I.C.周辺は、現況の田園環境の維持・保全に配慮しつつ、高速交通ネットワークを活かし商業・業務・工業及び観光等の土地利用を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### 1) 基本方針

本区域は、本市の中心市街地である迫地域佐沼地区に国道 346 号、国道 398 号及び（主）古川佐沼線、（主）築館登米線などの国県道が集中し、佐沼地区を中心として放射状に幹線道路ネットワークが形成され、市内に分散する各地域と中心市街地が機能的に連携している。

また、広域高速交通ネットワークは三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備により、広域圏内外の交流や産業経済活動の活性化に寄与されることが期待される。

今後は、広域高速交通を活かした地域の活性化、交流を促進していくため、I.C.へのアクセス性を強化するなど広域交通結節機能<sup>注1</sup>の向上を図る。

あわせて、本区域内においては、地域間の円滑な移動性の確保や迫地域の中心市街地に集中する交通の円滑な処理のための内環状道路などの整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図る。

また、誰もが気軽に利用でき、環境に優しい公共交通体系の確立を目指し、BRTを含む鉄道在来線の利便性の向上や住民ニーズに対応したバス交通の充実、さらに鉄道とバス等の交通結節機能の強化を図る。

#### 注) 1. 広域交通結節機能

：鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

## 2) 主要な施設の配置の方針

### ア) 自動車専用道路

広域高速軸として、仙台市、石巻市などの県内主要都市と三陸沿岸都市を結ぶ県土を形成する三陸縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道と東北縦貫自動車道を繋ぐみやぎ県北高速幹線道路を位置づけ、広域的な交流、産業活動等を支える役割を担う。

### イ) 主要幹線道路

迫地域佐沼地区から放射状に配置され、圏域の骨格を形成する道路として国道 346 号、国道 398 号を位置づけ、都市機能が集積する本市の中心市街地と市内各地域及び周辺都市を結ぶ生活、買い物、産業等の都市活動を支える役割を担う。

また、北上川に沿って配置され、圏域の南北方向の骨格を形成する道路として国道 45 号、国道 342 号を位置づけ、圏域内外における都市活動、交流を支えるとともに、広域的な交通を円滑に流動させる役割を担う。

### ウ) その他の幹線道路

各地域間及び隣接都市間を連携する道路として（主）中田栗駒線、（主）古川佐沼線、（主）築館登米線、（主）古川登米線などの主要な県道を位置づけ、主要幹線道路を補完し市内の地域間の都市活動及び周辺都市との交流を支える役割を担う。

### エ) 鉄道（BRT を含む）

本市の西端を通る JR 東北本線、南端を通る JR 気仙沼線を位置づけ、住民の生活に身近な移動手段としての役割を担う。また、駅周辺には公共交通機関の利用促進を図る交通結節施設の確保に努める。

## 3) 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

### □ おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業

区分	名称	市町名	地区名	事業主体
主要な道路	① (主) 築館登米線 (みやぎ県北高速幹線道路)	登米市	中田町宝江～ 迫町北方	宮城県
	② 国道 346 号	登米市	東和町米川飯土井	宮城県
	③ 国道 346 号	登米市	東和町錦織	宮城県

注：（主）…主要地方道

## ② 下水道及び河川

### 1) 基本方針

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境の維持及び改善、河川・湖沼等の水質保全等、都市活動を支える上で重要な施設である。

本区域の汚水の排除・処理については、宮城県生活排水処理基本構想に基づき公共下水道及びその他の下水道類似施設などの汚水処理施設により整備が進められており、平成27年度末における下水道の整備率は84.4%（事業計画面積1,813.6ha）となっている。今後も衛生的で快適な生活環境の維持及び向上を図るため、公共下水道の整備計画に基づき、下水道の整備を促進する。浸水被害がある地域においては、雨水排水整備を計画的に実施する。

また、市街地を流れる主要な河川は、台風や豪雨などの水害から市街地を守り、安全な生活環境を確保する治水機能を有するとともに、その水辺、緑の環境は潤い、憩い、安らぎを生活に享受する施設である。

本区域を流れる主要な河川は、市域東部を南北方向に縦断する北上川及び旧北上川があり、多くの支流を集めて南に向かって流れている。北上川の沿川地域には、かつての舟運で繁栄し開かれた地域の中心地の分布がみられる。また、迫地域の市街地には、市街地内を南北方向に流れる迫川などがある。市街地内を流れる主要な河川においては、都市災害等に対する治水機能と景観機能や親水空間としての役割の維持を図りつつ、遊水機能を持つ緑地、農地の保全等と併せて総合的な治水機能の強化に取り組む。

### 2) 主要な施設の配置の方針

迫地域の市街地及び各地域の中心地においては、各地域の公共下水道整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を配置する。

各河川においては、河川管理者が流域市町村との連携のもと、治水機能の向上・維持のための改修を進めるとともに、適切な維持管理を図る。また、快適で安全な親水空間を確保、創出するため地域住民との協働による適切な維持管理に努める。

### 3) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

#### □ おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称		市町名	地 区 名	事業主体
下水道	登米市公共下水道		登米市	中田町宝江新井田	登 米 市
	登米市特定環境保全公共下水道		登米市	豊里町寿崎	登 米 市
河 川	△ <sub>1</sub>	一級河川北上川水系南沢川	登米市	中川橋 ～北沢橋	宮 城 県
	△ <sub>2</sub>	一級河川北上川水系長沼川	登米市	放流路区間	宮 城 県
	△ <sub>3</sub>	一般河川改修事業（北上川下流（日根牛地区））	登米市	登米町日根牛	国土交通省

### ③ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、おおむね 10 年以内を実施する主要な事業は特に予定されていない。

また、一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、基本となる廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

低未利用地が介在している市街地等においては、土地区画整理事業や開発行為などの面的整備事業や地区計画などによる土地利用の適切な規制誘導を進め、計画的な宅地化を図る。

#### ② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、おおむね 10 年以内に実施する主要な事業は次のとおりとする。

#### おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業

地区名	市町名	事業主体	事業手法
登米インター工業団地 (登米地域蛭沢地区)	登米市	登米市	開発行為

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針

##### 1) 基本方針

本区域は、南西部及び東部に丘陵地が連なり、北上川、旧北上川、迫川等の主要河川やラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田や長沼の水辺など、豊かな緑や水の自然環境を有しており、森林や農地等の自然的な土地利用が圏域の大半を占めている。迫川流域などに広がる中央部から西部一帯の平野部の田園地帯や農地、東部は森林等に覆われているとともに、地域固有の自然景観、田園風景を醸し出す田園都市を形成している。

また、長沼、伊豆沼・内沼の水辺や三陸復興国立公園を含む東部の森林地帯の自然景勝地など、豊かな自然環境、地域資源を活用した自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーション地を形成している。

これらの自然環境、地域資源及び景観・風景は、地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全していくとともに、自然環境と共生する快適な都市環境の実現や観光、レクリエーションを通じた地域の産業振興を図るために環境負荷に配慮しながら有効に活用していく必要がある。

- 緑の骨格を形成する三陸復興国立公園を含む東部山間部の森林、平野部の田園地帯、北上川・旧北上川・迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼・長沼の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していく。
- 主要な河川を活かした公園・緑地、鹿ヶ城公園、梅ノ木公園、かがの公園、花の公園など、自然環境の保全と公園・緑地の計画的な整備及び適正な維持管理、機能充実に努める。
- 豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

## 2) 主要な緑の配置の方針

### ア) 環境保全系統

迫川、北上川、旧北上川等の主要河川、三陸復興国立公園を含む東部の山間地、市街地周辺の丘陵地及び平地部に広がる田園地帯の農地を環境保全系統の緑に位置づけ、河川の水辺や緑地等の自然環境の維持・保全を図る。

また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持及び整備を行うとともに、公共施設用地などにおける市街地内の緑化の充実を図る。

### イ) レクリエーション系統

鹿ヶ城公園などの都市公園をレクリエーション系統の緑に位置づけ、地域住民等の憩いの場となるレクリエーション機能の維持と充実を図る。また、本区域におけるスポーツ活動の拠点として、陸上競技場等の整備を進める。

### ウ) 防災系統

市街地内の都市公園を防災系統の緑に位置づけ、災害時の避難地となる機能強化を図る。

また、自然災害の防止または緩和に資する緑地として、急傾斜地崩壊危険区域内等に分布する緑地や河川流域における田園地帯の水田、農地を保全し、水害に対する遊水機能を確保する。

さらに、工業地周辺の環境の向上を図る緑地として、緩衝緑地を確保する。

### エ) 景観構成系統

市街地の背景となる緑地を構成する丘陵地の山林を景観形成系統の緑に位置づけ、その緑の眺望景観を維持する。

また、迫地域鹿ヶ城跡の周辺、登米地域寺池地区の「みやぎの明治村」などの歴史的景観を演出する市街地内の緑、各市街地内の都市景観を構成する街路樹などの緑を保全する。

さらに、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、長沼、北上川などの郷土景観を構成している水辺・緑地を保全する。

### オ) 生態系の保全

ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼を生態系の保全の緑に位置づけ、渡り鳥の飛来地である湿地の生態系を維持するよう貴重な自然環境の保全を図る。

## 3) 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、おおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

## **(5) 防災に関する都市計画の決定の方針**

### **1) 基本方針**

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年の関東・東北豪雨を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な避難情報の発令や避難誘導などのソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

### **2) 地震災害に対する方針**

#### **ア) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針**

東日本大震災において、広域幹線道路網が救急活動や緊急輸送等に大きな役割を果たしその重要性が認識された。

本区域の避難路ネットワークを充実させるとともに、近隣区域との連携をより一層強化するため、広域幹線道路網を中心として広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

### **3) その他大規模災害に対する方針**

大雨、洪水、土砂災害、その他の大規模災害に対するの対策強化とあわせて、迅速な避難情報の発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の災害対策機能の強化などを図る。

□ 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図

